

## 船舶事故調査報告書

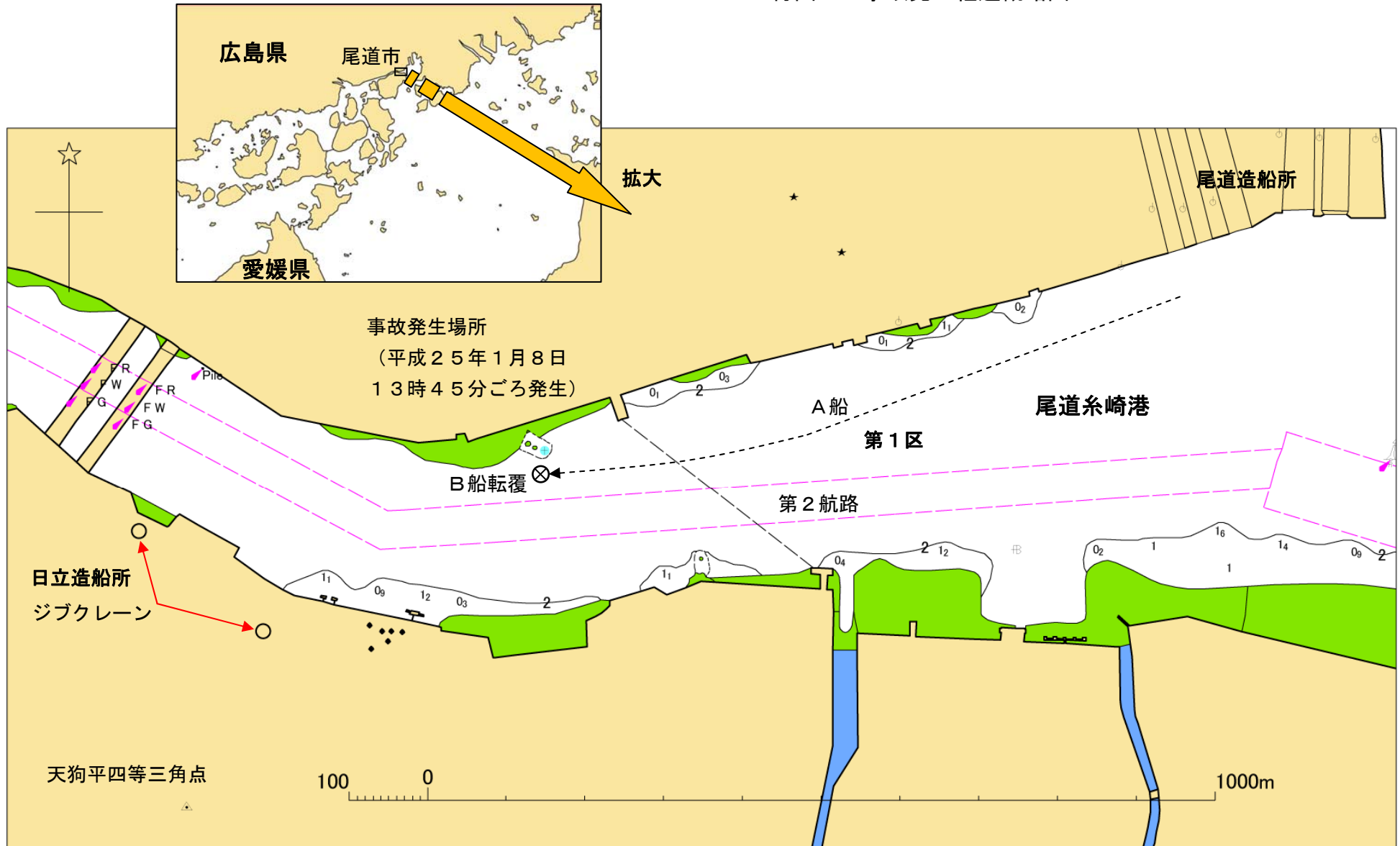
平成26年8月21日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	転覆
発生日時	平成25年1月8日（火） 13時45分ごろ
発生場所	広島県尾道系崎港の第1区 広島県尾道市所在の天狗平四等三角点から真方位046°620m 付近 （概位 北緯34°24.5′ 東経133°13.3′）
事故調査の経過	平成25年1月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 油タンカー 第十三開協丸、19トン 273-8592 広島、有限会社川口石油 21.00m (Lr) × 4.49m × 1.80m、鋼 ディーゼル機関、175.78kW、平成8年5月 B プレジャーボート 園丸、0.4トン 273-4815 広島、個人所有 4.59m (Lr) × 1.60m × 0.64m、FRP ガソリン機関（船外機）、22.07kW、平成2年6月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 34歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年1月10日 免許証交付日 平成23年11月11日 （平成28年11月10日まで有効） B 船長B 男性 63歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年4月20日 免許証交付日 平成23年3月11日 （平成29年3月1日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（船長B）
損傷	A なし B 機関に濡損、サブタの流失
事故の経過	A船は、船長A及び甲板員Aが乗り組み、船長Aが操縦室中央で椅子に腰を掛けて手動操舵に当たり、甲板員Aが船長Aの左舷側で椅子

	<p>に腰を掛けて見張りを行い、尾道市役所西側の係留地に向け、速力（対地速力、以下同じ。）約6ノット（kn）で尾道糸崎港第1区を西進した。</p> <p>船長Aは、日立造船株式会社向島工場（以下「日立造船所」という。）内に見える2基のジブクレーンのうち、東側のジブクレーンを針路目標として航行し、右舷前方の岸寄りの場所で釣りをしている様子のB船を、左舷前方に反航して来る漁船1隻をそれぞれ認めた。</p> <p>船長Aは、B船が右舷前方50m付近に接近したことを認めた後、甲板員Aと共に左舷前方から反航して来る漁船に注意を向け、徐々に右転しながら航行中、B船が正船首方で左方へ移動することを認めてスロットルレバーをアイドル位置まで引いた後、A船の左舷側約3～4m付近を通過するB船を見たので、B船との距離を離そうとして左舵を取った直後、ゆっくりと左舷側に転覆するB船を認めた。</p> <p>船長Aは、直ちに反転してB船の救助に向かい、近くにいた漁船の協力を得て船長Bを救助した後、海上保安庁に118番通報をした。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、尾道糸崎港第1区において、第2航路から約30m北側に離れた場所に投錨して船首から錨索10m程度を伸出し、機関を停止して船首が東方を向いた状態で錨泊を始めた。</p> <p>船長Bは、船体中央付近で甲板に置いたクーラーボックスに腰を下ろし、船尾方を向いて釣りを始め、接近する他船が錨泊中の自船を避けてくれると思い、時折、周囲を見回す見張りを行いながら、釣りを続けていたところ、平成25年1月8日13時45分ごろ、A船が左舷側至近を通過することを認めた直後にB船が転覆し、海に転落した。</p> <p>船長Bは、間もなく到着した海上保安庁の手配により、救急車で病院へ搬送され、頭部打撲並びに頸部及び胸部打撲傷のため、3日間の安静治療の必要があると診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：潮汐 下げ潮の末期、流向 西、流速 約0.5kn</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船及びB船には、両船の衝突を示す損傷を確認できなかった。</p> <p>船長Aは、B船を認めた際、B船が水深の浅い海域にいたので、B船を左舷側に見て通過することはできないと思った。</p> <p>船長Aは、ふだん、日立造船所内に見える2基のジブクレーンのうち、東側のクレーンを針路目標にして西進しながら第2航路に接近し、本州側陸岸の陰から反航船などが見えるようになる頃、他船がいなければ、徐々に右転して第2航路に沿うよう、第2航路の中央やや右寄りを航行していた。</p> <p>船長Bは、防寒着のフードで頭を覆って帽子を着用しており、A船</p>

	<p>の接近に全く気付かなかった。 船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、尾道糸崎港第1区を西進中、船長Aが左舷船首方を反航する漁船に注意を向けていたことから、右転しながら、B船の左舷側至近を通過し、航走波によってB船が転覆した可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、尾道糸崎港第1区において、錨泊して釣り中、船長Bが、防寒着のフードで頭を覆って帽子を着用しており、A船の接近に気付いていなかったことから、A船が左舷側至近を通過し、A船の航走波を受けて転覆した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、尾道糸崎港第1区において、A船が西進中、B船が錨泊して釣り中、船長Aが左舷船首方を反航する漁船に注意を向けており、また、船長BがA船の接近に気付いていなかったため、A船がB船の左舷側至近を通過し、A船の航走波を受け、B船が転覆したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航走波が付近の船舶に影響を及ぼすことがあることに留意すること。</li> <li>・錨泊中でも、見張りを適切に行うこと。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



1  
4  
1